経営合理化で増徴を押え
国保運営軌道にのる
徴収率も97パーセントで新記録

昭和二十九年度は当市国保健康保険が昭和十八年創設されて以来最も健全な運営が行われ、更に強固なる基礎が確立された意義ある年であった。

特に国保事業多年の中心問題である「国保財政の確立」という問題に対して、一応解決をみたのであって、その要因は数多あるが、次に於て問題になった事項を挙げて頂きたい。

一、徴収率の向上と滞納整理

昭和二十九年度の徴収率は、一月より十二月までの一年間の平均を見ると、九十七パーセントの高率を示し、前年度に比べ、一パーセント増加し、二十六年以降三ヵ年間擡頭を続けた徴収率も遂に九七・五%の新記録を示した。

この徴収率は、市国保の被保険者数二十九年度平均一万二千六百人に対し、一人当平均五百五十七円の保険料を賦課し、その徴収率九七・七%の高率を示したものである。

この徴収率は、市国保の財政の確立に対する市民の理解と、強固なる徴収組織の結成、特に納付前に於ける納付義務の履行を始め滞納整理、市税徴収の例に倣い、強制徴収、特別徴収、強制執行、財産差押、公売等の強力な措置を講じ、滞納者に対する納付の勧奨、督促、催告、納付誓約書の徴収、納付約束の履行、納付誓約書の不履行者に対する